

国内独立リーグとの関係について

1. 現状

(1) リーグ及びチーム

① 四国・九州アイランドリーグ

- ・2005年 四国4チームでスタート。
- ・2008年 九州2チームが加わり6チームとなる。
松山マンダリンパイレーツ
高知ファイティングドッグス
香川オリーブガイナース
徳島インディゴソックス
長崎セインツ
福岡レッドワープラーズ
- ・4月～9月に各40試合（前後期制）
- ・10月に前後期それぞれのチャンピオンで優勝決定戦3勝制。
- ・10月に北信越BCリーグチャンピオンと優勝戦

②北信越BCリーグ

- ・2007年 4球団でスタート
- ・2008年 2球団を加え計6球団となる。
北陸地区
富山サンダーバーズ
石川ミリオンスターズ
福井ミラクルエレファント
上信越地区
新潟アルビレックスBC
信濃グランセローズ
群馬ダイヤモンドペガサス
- ・4月～9月 各72試合（前後期制）
- ・9月 各地区チャンピオン決定戦（3試合）
- ・10月 BCリーグチャンピオン決定戦（5試合）
- ・10月 四国・九州ILチャンピオンとの優勝戦

③関西独立リーグ

- ・2008年 開催独立リーグ構想が持ち上がる。
- ・大阪、神戸、明石、和歌山の4球団で2009年度よりスタート予定。
大阪ゴールドビリケーンズ
神戸9クルーズ
明石レッドソルジャーズ
紀州レンジャーズ
※2010年度より 三重、滋賀が参入予定。
- ・4月～9月 各72～80試合

(2) 日本野球連盟としての対応

① 基本的に共存共栄

審判、記録員等の要請があれば、支障のない範囲での協力は可。
高校・大学は協力不可。

② 練習試合

加盟していないチームとの試合規定に基づき、許可制とする。
有料試合は不可としている。

2. 今後の対応 (案)

2005年に四国の4チームでスタートした当初とは異なり、現在は前記のとおり3リーグ16球団までに増加している。野球競技の普及振興の観点や地域自治体との共同運営の部分もあり、共存共栄の立場は必要であるが、一方で、プロ契約選手による興行であることを明確に打ち出している点から選手の異動については、日本野球機構(NPB)傘下球団と同様に扱うべきであり、以下のとおり提案する。(地域活性化委員会)

高校卒選手は新規登録から3年(シーズン)、大卒選手は新規登録から2年(シーズン)プロ野球と契約できないものとする。また、退団選手についてもNPB出身者同様1チーム3名以内とする。

JABAの登録抹消後の契約制限については、NPBの場合、申し合わせに基づいているが、独立リーグ3リーグについては相手側との合意ではないため、リーグ側に拘束力はない。従って、違反者が出る可能性もある。しかしながら、各地区のクラブチーム運営を守るためにも規制は必要である。今後、問題や要望が出るようであれば再検討する。

以上

国内の独立リーグに関する取扱要領

日本野球連盟では、国内に存在する独立リーグ及び傘下球団（以下「独立リーグ」とする。）について、今後は以下のとおり取り扱うこととする。

1. 独立リーグは、登録規程第9条の規定に定義されるプロ野球とみなす。
2. 独立リーグ経験者の登録は、登録規程第10条の規定を準用するものとする。
ただし、この取扱要領の施行以前に競技者登録した独立リーグ経験者については適用しないものとする。
3. 加盟チームに競技者登録している競技者が独立リーグと契約しようとする場合、以下のとおりとする。
 - (1) 大学（短期大学を含む。以下同じ。）、専修学校、各種学校、高等学校及び中学校を卒業又は中途退学し新規に登録した者は、登録後、次の期間、独立リーグと選手契約を締結することはできない。
 - (ア) 大学、専修学校及び各種学校を卒業又は中途退学した者は2年（シーズン）
 - (イ) 高等学校を卒業又は中途退学した者及び中学校を卒業した者は3年（シーズン）。ただし、前記の者のうち、卒業または中退後、1年（シーズン）以上経過した後に登録したものは2年（シーズン）
 - (2) (1)の定めにかかわらず、登録規程第10条の規定に基づく該当者については、登録後2年（シーズン）の間、独立リーグと選手契約を締結することはできない。
 - (3) (1)の定めにかかわらず、登録規程第6条の規定に基づく該当者については、次のとおりとする。
 - (ア) 制限期間は、在学中の登録年数は通算せず、卒業後（中途退学を含む。）の加盟チーム在籍期間とする。
 - (イ) 卒業年次の競技者については、前項の規定は適用しない。
 - (4) 加盟チームの解散に伴い競技者登録を抹消した者及び活動休止期間中の競技者についてはこれを(1)及び(2)、(3)の定めは適用しない。
4. この取扱要領により難しい場合は、常任理事会で協議し決定するものとする。
5. この取扱要領は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この取扱要領は、2009年2月25日から施行する。

【参 考】

登録規程 抜粋

(学生及び生徒の特例)

第 6 条 生徒は、次の一に該当する場合は競技者とすることができる。

- (1) 学生は、日本学生野球協会所属団体に登録した学生を除く大学（短期大学を含む。）、専修学校及び各種学校に在籍する者
- (2) 生徒は、日本学生野球協会所属団体に登録した生徒を除く高等学校に在籍する者

(プロ野球及びプロ野球経験者の定義)

第 9 条 プロ野球とは、国内外のプロ野球組織及び構成球団をいう。

- 2 プロ野球経験者とは、前項の定義によるプロ野球に関係した者をいう。
- 3 プロ野球経験者をプロ野球選手等経験者とプロ野球役員等経験者に分け、その範囲は次のとおりとする。
 - (1) プロ野球選手等経験者とは、前項の団体のうち球団の監督、コーチ及び選手であった者。
 - (2) プロ野球役員等経験者とは、前項の団体の役員、審判員、記録員、統計員、スカウト及びマネージャーであった者。ただし、プロ野球選手等経験者であった者は、前号の規定によるものとする。

(プロ野球経験者の登録)

第 10 条 プロ野球経験者は、次の各号の一に該当する場合は競技者とすることができる。

- (1) プロ野球役員等経験者である。
 - (2) 最終所属球団より自由契約証明書の交付を受けているプロ野球選手等経験者
- 2 前項第 2 号の規定による競技者のうち、日本プロフェッショナル野球組織構成球団の選手経験者は、1 チーム 3 名以内とする。ただし、第 11 条により登録した「競技者（選手）」がいる場合、合わせて 4 名を超えないものとする。